

## 日本国際理解教育学会規約

第1条(名称) 本会は、日本国際理解教育学会 (Japan Association for International Education) と称する。

第2条(目的) 本会は、国際理解教育の研究と教育実践にたずさわる者が、研究と実践を通じて、我が国の国際理解教育を推進し、その発展の寄与することを目的とする。

第3条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催、その他の研究会の開催
- (2) 会報、紀要等の出版物の編集・刊行
- (3) 会員名簿の作成
- (4) 研究調査活動の実施と促進
- (5) 海外の研究者・教育実践者との交流
- (6) その他、本会の目的を達成するに相当と思われる諸活動

第4条(会員) 会員は、正会員、学生会員、団体会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同する者とする。正会員1名の紹介により理事会に申し込み、その承認を得る。
- (2) 学生会員は、学生の身分を有する者とする。正会員1名の紹介により理事会に申し込み、その承認を得る。
- (3) 団体会員は、本会の目的に賛同し、正会員1名の紹介により入会を申し込み、理事会の承認を得た者とする。団体会員は、議決事項を除き、本会の事業に参加できる。
- (4) 会員は、会費の納入を怠った場合、会員としての資格を失うことがある。

第5条(会費) 会員は、入会金及び会費を納入するものとする。金額は理事会が提案して総会において審議決定する。

第6条(役員) 本会の事業を運営するために次の役員を置く。役員は正会員のうちから選ぶものとする。

会長	1名
副会長	1名又は2名
事務局長	1名
理事(常任理事を含む)	若干名
監事	2名

(1) 会長は、理事の互選により選出され、総会の承認を得る。会長は、会務を統括し、本会を代表する。

(2) 副会長は、理事の互選により選出され、総会の承認を得る。副会長は、会長を補佐し、会長が事情によってその職務を遂行できない場合は、それを代行する。

(3) 事務局長は、本会の事務を所掌する。

(4) 理事は、会員の選挙により選出される者と、会長が会員の中から推薦し、総会の承認を得る者を含む。但し、後者の数は前者の同数を越えることはできない。

(5) 理事の互選により、常任理事若干名を決める。

(6) 監事は、会長が提案し、理事会及び総会の承認を経て委嘱する。監事は本会の会計を監査する。

第7条(役員の任期) 役員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。役員は満70歳をもって定年とする。

第8条(顧問) 本会には顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。

(2) 顧問は、本会の事業に関する会長の諮問に応じ、また、必要に応じ本会の事業に関し、会長に意見を具申することができる。

第9条(総会・理事会・常任理事会) 本会に総会、理事会及び常任理事会を置く。

(1) 総会は、正会員、学生会員をもって組織し、本会の最高の議決機関として、本会の事業及び運営に関する重要事項を審議

し決定する。総会は定例総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回の年度大会のときに開催する。臨時大会は会長が必要と認める場合、随時開催する。総会での議決は原則として出席者の過半数をもって行う。

- (2) 理事会は、会長及び理事をもって組織し、総会に提出する本会の事業並びに予算・決算に関する議案を審議する。
- (3) 理事会は、定足数の3分の2以上の出席をもって開催することができる。
- (4) 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、理事会の委嘱を受けて本会の業務を執行する。
- (5) 理事会、常任理事会には必要に応じ、構成員以外の者の出席を認めることができる。

第10条（委員会・各種事業） 本会は、各委員会、各種事業担当部署を置く。

- (1) 各委員会の名称およびその業務は、理事会において定めるものとする。
- (2) 各委員会は、理事及び協力委員をもって組織し、当該委員会の事業を担当する。
- (3) 各委員会の長は常任理事とし、会長が委嘱する。
- (4) 各委員会の副委員長は委員長の委嘱もしくは委員の互選とする。
- (5) 各委員会に協力委員を若干名置くことができる。協力委員は本学会員とし、理事会の承認をもって委嘱することができるものとする。
- (6) 各種事業は、常任理事会が管掌するものとする。

第11条（所在地・事務局） 本会の事務局を京都府京都市中京区西ノ京朱雀町1 立命館大学大学院教職研究科森田真樹研究室に置く。

- (1) 事務局には事務局長及び職員若干名を置

く。

- (2) 事務局は、理事の中から、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第12条（会計） 本会の経費は会費、入会金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

- (1) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（規約の改正） 本規約は、理事会の承認を得て、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

付則1 この規約は1990（平成2）年1月26日の日本国際理解教育学会の設立総会において制定し、その日より発行する。

付則2 この規約は1995（平成7）年1月22日から施行する。

付則3 この規約は1998（平成10）年6月14日から施行する。

付則4 この規約は2001（平成13）年4月1日から施行する。

付則5 この規約は2001（平成13）年6月9日から施行する。

付則6 この規約は2004（平成16）年6月6日から施行する。

付則7 この規約は2007（平成19）年7月28日から施行する。

付則8 この規約は2010（平成22）年7月3日から施行する。

付則9 この規約は2011（平成23）年4月1日から施行する。

付則10（委員会・各種事業に関する条項の追加等に伴う一部改正）

この規約は2016（平成28）年4月1日から施行する。

付則11（事務局所在地の変更に伴う一部改正）

この規約は2017（平成29）年4月1日から施行する。